不安をあおり契約させる

リフォーム工事の点検商法

出典　国民生活センター

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、約 40 万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。（70 歳代　女性）

湖南市消費生活センター　Ｔｅｌ 0748-71-2360　Ｆａｘ 0748-72-3788

不安をあおって契約をさせる
給湯器の点検商法に注意

出典　国民生活センター

　数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「すぐに交換しなければ危ない」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら大変だと思い、承諾してしまった。費用は約 50 万円だという。高額だし不審なのでこの契約をやめたい。（70 歳代）

- 住宅リフォーム工事や給湯器など、勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には応対しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体では、10 年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- 法定の契約書面を受け取ってから 8 日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことが出来ます。

湖南市消費生活センター
Ｔｅｌ　0748-71-2360
Ｆａｘ　0748-72-3788